

10 規程・規則

I 規程

2003年10月1日

21世紀COEプログラム拠点形成に係る関係規程の制定について

1. 規程制定の趣旨：

本年7月、本学は、世界最高水準の研究教育拠点を学問分野ごとに形成し、国際競争力のある個性輝く大学づくりを目的とする「文部科学省21世紀COEプログラム（研究拠点形成費補助金）」（以下「COEプログラム」という。）に採択された。

本補助金は、大学院研究科専攻（博士課程レベル）の研究組織等を対象として、主として研究面においてポテンシャルの高い専攻等が世界最高水準の研究教育拠点を形成するために必要とする経費を専攻等の研究者からなる研究グループに対して補助を行うもので、

- ①当該分野における研究上、優れた成果を挙げ、将来の発展性もあり、高度な研究能力を有する人材育成機能を持つ研究教育拠点の形成が期待できるもの
- ②学長を中心としたマネジメント体制による指導力の下、個性的な将来計画と強い実行力により、世界的な研究教育拠点形成が期待できるもの
- ③特色ある学問分野の開拓を通じて創造的、画期的な成果が期待できるもの
- ④COEプログラムで行う事業が終了した後も、世界的な研究教育拠点としての継続的な研究教育活動が期待できるもの

に対し、重点的支援を行うものである。

については本事業の円滑な運営を図るために、「当該拠点の研究計画推進に係る学長を中心としたマネジメント体制(大学の組織的取組み)」、「拠点形成上必要な研究活動を支援するための人材の受入れ」、「研究拠点形成補助金の公正・適切な使用管理」に関する学内規程を整備する。

2. 制定規程の種類：

- (1) 神奈川大学21世紀COE拠点形成委員会規程
- (2) 神奈川大学COEプログラム研究支援者に関する取扱規程
- (3) 神奈川大学COEプログラム研究協力者に関する取扱規程
- (4) 神奈川大学研究拠点形成費補助金取扱規程

3. 規程制定の時期：

平成15年9月29日（理事会承認日）から施行し、平成15年7月25日から適用する。

4. 制定規程：

別紙のとおり

神奈川大学 21 世紀 COE 拠点形成委員会規程

平成 15 年 9 月 29 日
規程第 627 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神奈川大学において実施される「文部科学省 21 世紀 COE プログラム (研究拠点形成費補助金)」(以下「COE プログラム」という。)の円滑な実行と継続的な推進を図り、世界的な研究教育拠点の形成を目的として設置する神奈川大学 21 世紀 COE 拠点形成委員会 (以下「委員会」という。)の運営について必要な事項を定める。

(構成)

第 2 条 委員会は、次に掲げる者によって構成する。

(1) 委員長

(2) 副委員長

(3) 委員

ア COE プログラムの基盤となる大学院研究科専攻等から選出された者 各 1 名

イ COE プログラム拠点リーダーが指名する者 各 1 名

ウ 事務局長

(委員長)

第 3 条 委員長は、学長が指名する。

2 委員長は、学長の命を受けて、各拠点における研究教育計画の進行状況を把握し、COE プログラム遂行に伴う業務を統括する。

(副委員長)

第 4 条 副委員長は、委員長が COE プログラム拠点リーダーの中から指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代行する。

(任期)

第 5 条 委員 (職務上の委員を除く。)の任期は、COE プログラム補助事業の継続期間とする。

2 委員 (職務上の委員を除く。)が欠けた場合における欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第 6 条 委員会は、文部科学省 21 世紀 COE プログラム委員会にて審査を受けた「将来構想等調書」等及び採択後に提出した「交付申請書」等に沿った COE プログラムの推進と拠点形成の達成のために、次に掲げる事項を審議する。

(1) COE プログラムに係る諸規程等の整備に関すること。

(2) COE プログラムに係る所轄官庁への諸届に関すること。

(3) COE プログラムに係る研究支援者等の選考に関すること。

(4) その他 COE プログラムの実施に係る重要事項。

(研究推進組織)

第 7 条 委員会のもとに、COE プログラムの円滑な推進を図るために、当該拠点に係る研究推進組織を置く。

(事務の所管)

第 8 条 委員会に関する事務は、学長室 (COE 支援事務担当) が所管する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成 15 年 9 月 29 日から施行し、平成 15 年 7 月 25 日から適用する。

2 委員会は、COE プログラム補助事業完了後に行われる事後評価の結果を俟って、必要な改組を行うものとする。

神奈川大学COEプログラム研究支援者に関する取扱規程

平成 15 年 9 月 29 日

規程第 628 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神奈川大学（以下「本学」という。）における COE プログラム事業を一層推進するために、神奈川大学 21 世紀 COE 拠点形成委員会規程第 6 条第 3 号に基づき本学が任用する研究支援者の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において「研究支援者」とは、本学における COE プログラムの研究教育事業に従事する教員、研究員、学生、技術者等をいう。

2 研究支援者の名称は、次の各号のとおりとする。

- (1) COE 教員 (COE 特任教員又は COE 非常勤講師)
- (2) COE 研究員 (PD)
- (3) COE 研究員 (RA)
- (4) COE 支援者 (TA)
- (5) COE 技術者

(資格)

第 3 条 研究支援者は、次の各号の要件を満たしている者でなければならない。

- (1) COE プログラム事業の遂行上必要な能力を有すること。
- (2) 日本学術振興会特別研究員その他のフェローシップ等類似の助成を受けていないこと。
- 2 COE 教員を任用する場合にあっては、前項に定める者のほか、神奈川大学特任教員規程又は神奈川大学非常勤講師任用規程に準ずる。
- 3 COE 研究員 (RA) 及び COE 支援者 (TA) として学生を任用する場合にあっては、第 1 項に定める者のほか、本学大学院博士後期課程に在籍する者に限る。

(任期)

第 4 条 研究支援者の任期は、12 月の範囲内とし、その終期は、採用日の属する会計年度を超えることができない。ただし、当該研究拠点形成費補助金による事業が継続している場合には、その期間を限度として任期を更新することができる。

(申請)

第 5 条 研究拠点形成費補助金の拠点リーダーが研究支援者の任用を希望する場合は、神奈川大学 21 世紀 COE 拠点形成委員会の議を経て、学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは、研究拠点形成費補助金による事業の遂行上必要な能力を有すると認めた場合に任用するものとする。

(待遇等)

第 6 条 研究支援者の待遇等は、次の各号に掲げる基準によるものとし、その給与については予算の範囲内で学長の定めるところによる。

- (1) COE 教員については、神奈川大学特任教員の給与に関する細則又は非常勤講師給規程に準ずる。
- (2) COE 研究員 (PD) については、神奈川大学ポスト・ドクター規程に準じる。
- (3) COE 研究員 (RA) については、神奈川大学リサーチ・アシスタント規程に準じる。
- (4) COE 支援者 (TA) については、神奈川大学ティーチング・アシスタント規程に準じる。
- (5) COE 技術者については、1 日につき 8 時間を超えない範囲内で日々雇い入れられ

る常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する非常勤職員とし、その給与は、神奈川県21世紀COE拠点形成委員会で定める。

(研究費)

第7条 研究支援者は、研究拠点形成費補助金による事業に係る経費を使用することができる。

2 前項のほかCOE研究員(PD)及びCOE研究員(RA)については、別に定める規程により、若手研究者育成を目的として自発的研究活動に必要な経費を支出することができる。

(特許等の取扱い)

第8条 研究拠点形成費補助金の事業で得られた成果に係る特許等の取扱いについては、別に定める。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究支援者の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、神奈川県21世紀COE拠点形成委員会の議を経て大学院委員会において行う。

附 則

この規程は、平成15年9月29日から施行し、平成15年7月25日から適用する。

神奈川大学COEプログラム研究協力者に関する取扱規程

平成 15 年 9 月 29 日

規程第 629 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神奈川大学（以下「本学」という。）における COE プログラム事業を一層推進するために、神奈川大学 21 世紀 COE 拠点形成委員会規程第 6 条第 3 号に基づき本学が委嘱する研究協力者の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において「研究協力者」とは、本学の COE プログラムの研究事業に共同して従事する教員（本学を含む。）研究者等をいう。

2 研究協力者の名称は、COE 共同研究員とする。

(資格)

第 3 条 COE 共同研究員は、次の各号の要件を満たしている者でなければならない。

(1) COE プログラム事業の遂行上必要な能力を有すること。

(2) 神奈川大学 COE プログラム研究支援者に関する取扱規程に定める研究支援者でないこと。

(任期)

第 4 条 COE 共同研究員の委嘱期間は、12 月の範囲内とし、その終期は、委嘱日の属する会計年度を超えることができない。ただし、当該研究拠点形成費補助金による事業が継続している場合には、その期間を限度として委嘱期間を更新することができる。

(申請)

第 5 条 研究拠点形成費補助金の拠点リーダーが COE 共同研究員の委嘱を希望する場合は、神奈川大学 21 世紀 COE 拠点形成委員会の議を経て学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは、研究拠点形成費補助金による事業の遂行上必要な能力を有すると認めた場合に委嘱するものとする。

(研究費等)

第 6 条 COE 共同研究員には給与は支給しない。

2 COE 共同研究員は、研究拠点形成費補助金による事業に係る経費を使用することができる。

(特許等の取扱い)

第 7 条 研究拠点形成費補助金の事業で得られた成果に係る特許等の取扱いについては、別に定める。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、COE 共同研究員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、神奈川大学 21 世紀 COE 拠点形成委員会の議を経て大学院委員会において行う。

附 則

この規程は、平成 15 年 9 月 29 日から施行し、平成 15 年 7 月 25 日から適用する。

神奈川大学研究拠点形成費補助金取扱規程

平成 15 年 9 月 29 日

規程第 630 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神奈川大学において実施される COE プログラムの経理事務の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、「COE プログラムの経理事務」とは、学長に交付された研究拠点形成費補助金（以下「研究拠点形成費」という。）に係る申請、報告、会計経理等の業務をいう。

(適用範囲)

第 3 条 研究拠点形成費の経理事務に関することは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、研究拠点形成費補助金交付要綱（平成 14 年 4 月 1 日 文部科学大臣決定）及び研究拠点形成費補助金（研究拠点形成費）取扱要領（平成 15 年 7 月 25 日 文部科学省 高等教育局長通知）その他法令等に定めるもののほか、すべてこの規程の定めるところによる。

(申請等の事務)

第 4 条 文部科学省に対する研究拠点形成費に係る申請、事業内容の変更、報告等に関する事務は、事務局長が統括し、学長室（COE 支援事務担当）において行う。

(会計経理事務)

第 5 条 学長に交付された研究拠点形成費の会計経理事務は、学長室（COE 支援事務担当）に委任する。

2 学長室（COE 支援事務担当）は、研究拠点形成費の適正な事務を確保するため、学長名義の銀行預金及び収支簿を保管管理する。

3 前 2 項にかかわらず、資金の支払いについては財務部経理課に委任し、研究支援者等の雇用に係る事項については人事室に委任する。

4 預金により生じた利子は、当該研究拠点形成費の目的に使用しなければならない。

(会計監査)

第 6 条 学長室（COE 支援事務担当）は、毎年度末までに、法令等に基づきすみやかに計算書類を作成し、証拠書類等関係書類を添付して、内部監査室の監査を受けなければならない。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、研究拠点形成費の事務の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、神奈川大学 21 世紀 COE 拠点形成委員会の議を経て大学院委員会において行う。

附 則

この規程は、平成 15 年 9 月 29 日から施行し、平成 15 年 7 月 25 日から適用する。

II 研究推進会議決定事項・申し合わせ

COEプログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」研究推進会議内規

(目的)

第1条 この内規は、神奈川大学 21 世紀COE拠点形成委員会規程第7条に基づき、COEプログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」研究推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 推進会議は、次に掲げるものによって構成する。

- (1) COEプログラム拠点リーダー
 - (2) COEプログラムサブリーダー
 - (3) COEプログラム研究遂行責任者
 - (4) 第4条に定めるCOEプログラム事務局長（以下「事務局長」という。）
- 2 推進会議の委員長は、前項第1号のものが務める。
- 3 推進会議の副委員長は、委員長が第1項第2号の委員の中から指名する。

(任務)

第3条 推進会議は、COEプログラムの円滑な推進を図るために、次に掲げる事項を実施することを任務とする。

- (1) COEプログラムに係る研究教育計画の企画・立案及び連絡・調整に関すること
- (2) COEプログラムに係る補助金の経理管理に関すること
- (3) COE研究支援者及びCOE共同研究者の推薦に関すること
- (4) COEプログラムに係る成果報告及び情報発信に関すること
- (5) その他COEプログラムの実施に関して必要な事項

(事務局長)

第4条 推進会議に、事務局長を置く。

- 2 事務局長は、拠点リーダーの指示のもとに前条に定める推進会議の実務を統轄する。
- 3 事務局長は、文部科学省 21 世紀COEプログラム「研究拠点形成費補助金（研究拠点形成費）取扱要領」および学内関連規程等に基づき、必要書類を作成し、厳重に保管するものとする。

(事務の所管)

第5条 推進会議に関する事務は、学長室（COE支援事務担当）が所管する。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、推進会議の議を経て神奈川大学 21 世紀COE拠点形成委員会において行う。

附 則

この内規は、平成 15 年 10 月 1 日から施行し、平成 15 年 7 月 25 日から適用する。

神奈川大学COE調査研究協力者について

2003年10月29日

第3回研究推進会議決定

- 1 神奈川大学21世紀COEプログラムの調査研究活動に際して、情報提供その他の支援を継続的に受けることになる人物を神奈川大学COE調査研究協力者（以下調査研究協力者）として依頼することができる。
- 2 調査研究協力者は、各班で協議の上、依頼が必要な理由を付して、推進会議に提出し、その承認を得て、拠点リーダーが依頼する。
- 3 調査研究協力者の任期は年度内とする。ただし、必要であれば更新することができる。また調査研究協力者として協力を仰ぐ必要がなくなった場合は依頼を取り消すことができる。
- 4 調査研究協力者に依頼できる人数は、各班10名以内とする。
- 5 調査研究協力者については特別な予算措置はせず、謝金などは支払わない。謝金などの支払いが必要な場合は、別途、アルバイトあるいは専門的知識の提供に伴う謝金支払いの手続きをとるものとする。

Ⅲ 提携機関交換覚書

神奈川大学 21 世紀 COE プログラムと _____ の
「人類文化研究のための非文字資料の体系化」に係る学術交流
についての覚書

日本国神奈川大学 21 世紀 COE プログラムと _____ は、「人類文化研究の
ための非文字資料の体系化」における交流を促進するために、以下の合意事項について覚
書を締結する。

1. 情報の交換

「人類文化研究のための非文字資料の体系化」に関する研究成果および研究動向な
ど各種の情報を交換する。

2. 資料の交換

双方の印刷刊行物の交換および関連資料の提供を行う。

3. 研究者の交流

① 神奈川大学 21 世紀 COE プログラム主催の研究集会・シンポジウムなどへの研
究者の招聘

② 若手研究者の招聘及び派遣、互いに受け入れた研究者の調査研究についての便宜
供与

4. 調査研究協力

神奈川大学 21 世紀 COE プログラムが実施する調査活動について、必要な場合は
招聘状の発行など各種の便宜供与及び可能であれば調査への参加

5. 経費の負担

研究者の交流及び調査研究協りに伴う双方の経費は、原則として神奈川大学 21 世
紀 COE プログラムが負担する。

情報の交換、資料の交換に伴う経費は、原則としてそれぞれ提供する側が負担する。

本覚書の有効期間は、神奈川大学 21 世紀 COE プログラムの継続期間とする。

神奈川大学 21 世紀 COE プログラム _____ を代表して

拠点リーダー 福田 アジオ

200 年 月 日

200 年 月 日

神奈川県横浜市神奈川区六角橋 3-27-1 神奈川大学 21 世紀 COE プログラムと只見町の学術交流に関する覚書

只見町と神奈川大学 21 世紀 COE プログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」は、学術交流を通して双方の学術・文化の向上に資するために以下の覚書を交わし、できうる限りの互恵的な協力を行い、只見町及び神奈川大学 21 世紀 COE プログラムの研究事業の発展の一翼を担うものとする。

(調査・研究の協力)

1. 双方は、上記の目的を達成するため資材や人材及び関係する情報をできる範囲で提供するものとする。

(資料の活用)

2. 双方は、収集・所蔵・管理する資料の相互活用に便宜をはかる。なお、利用にあたっては諸権利関係に十分に配慮をする。

(映像資料の活用)

3. 双方は、映像資料のウェブ上での配信公開については、双方及び関係者の諸権利に配慮する。

(人材交流)

4. 双方は、大学教員の専門性、町民の職能技芸に基づいた学術・文化方面での人材交流については格別の配慮をする。

(講演会・研究会・展示会など)

5. 双方は、学術・文化に関係する集会・催事の開催に関し、求めに応じて計画立案、講師派遣などについてできる範囲での便宜をはかる。

(その他)

6. 以上の合意に基づき必要に応じて別に覚書を交わし、実行をはかる。

本覚書の証として、本書を 2 通作成し、双方捺印の上、各自 1 通を保有する。

2007 年 5 月 / 日

神奈川県横浜市神奈川区六角橋 3-27-1

神奈川大学 21 世紀 COE プログラム

拠点リーダー 福田 アジオ



福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039

只見町長 小沼



映像資料及び写真資料の活用に関する覚書

神奈川大学 21 世紀 COE プログラム（以下「甲」という。）と只見町（以下「乙」という。）は、映像資料及び写真資料の活用に関して、以下の合意事項について覚書を締結する。

1（資料の提供）

甲は映像資料制作及び写真資料の活用について乙の資料の提供を受ける。

2（出演者の情報）

甲は映像資料作成にあたり乙に映像出演者に関する情報提供を受ける。

3（利用の許諾）

甲は乙の協力により制作した映像資料を乙が乙の公式ホームページ掲載し、配信することを許諾する。

4（ホームページのリンク）

甲と乙は互いの公式ホームページにリンクする。

5（協力関係の表示）

甲は映像資料制作にあたり甲と乙の協力関係を明示するため「神奈川大学 COE・只見町」と表示する。

6（掲載許諾）

甲と乙は、映像資料の制作及びインターネットでの配信にあたり、別紙様式により予め出演者の許諾を得ておくものとする。

7（保証）

甲と乙は、映像資料の制作にあたり第三者の著作権及びその他第三者の権利を侵害しないように配慮する。

8（複製・譲渡・貸与の禁止）

甲と乙は双方の了解を得ないで、映像資料の第三者への複製、譲渡、貸与をすることを禁止する。

9（その他）

本覚書に定めのない活用形態については、別途協議するものとする。

本覚書の証として、本書 2 通を作成し、双方捺印の上、各自 1 通を保有する。

2007 年 7 月 3 日

神奈川県横浜市神奈川区六角橋 3-27-1

神奈川大学 21 世紀 COE プログラム拠点リーダー 福田アジオ

福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039

只見町長 小沼 昇

